

フィデリティ・ ワールド好配当株・ ファンド

追加型投信／内外／株式
2012.3.16

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産(投資信託証券 (株式(一般)))	年4回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2012年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

2兆1,118億円(2012年1月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年3月15日に関東財務局長に提出し、2012年3月16日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

〈照会先〉 **フィデリティ投信株式会社**

●フリーコール：**0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

●ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として、国内外の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 主として、国内外の取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券*(投資対象ファンド)に投資を行ないます。
- 2 投資信託証券の組入れにあたっては、投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。
- 3 組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行ないます。
- 4 投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行ないます。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。
- 5 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、世界的主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 6 投資対象ファンドが投資する資産には、米国株式、英国株式(欧州を含む)、日本株式、オーストラリア株式、アジア・パシフィック株式が含まれます。
- 7 ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断されるファンドを投資対象ファンドとして選別することにより、配当収入の確保、運用収益向上を図ります。
- 8 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

*資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

*FIL・リミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーならびにそれらの関連会社が運用する投資信託証券をいいます。

ファンドのポイント

ポイント

1

世界の好配当株式に投資

ポイント

2

充実した調査力を活用

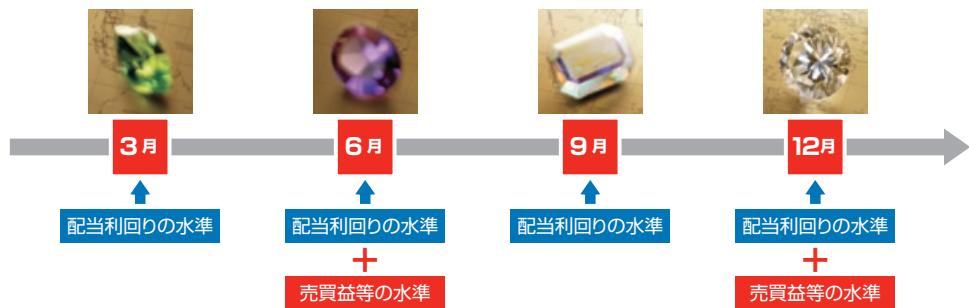
ポイント

3

年4回の分配重視型ファンドです。

- 年4回(原則として毎年3、6、9、12月の各20日、ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行ないます。

- 6月、12月は配当のみではなく売買益(評価益も含みます。)も対象とします。



※必ず分配を行なうものではありません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[追加的記載事項]

投資対象ファンドの概要(2012年1月現在)

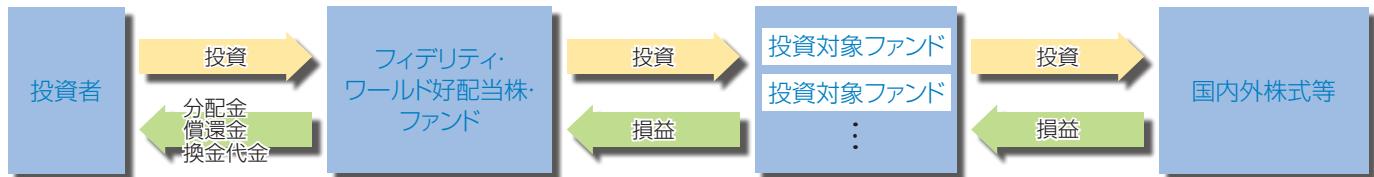
ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要投資対象とします。

下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド (英国籍証券投資法人)	FIL・インベストメント・サービス(UK)・リミテッド	主に英国の証券(普通株式、優先株式、転換社債、社債等を含みます。)を投資対象として、配当収益および長期的な元本成長の双方を獲得することを目指します。
フィデリティ・ファンズ・オーストラリア・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)	FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主としてオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)	FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	アジア・パシフィックに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の配当利回りが高い株式を主要な投資対象とし、インカム収益の確保と元本成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ・ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)	FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	欧州に本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の配当利回りが高い株式を主要な投資対象とし、インカム収益の確保と元本成長を目指します。
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー*(米国)	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目指します。
フィデリティ・日本配成長株・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社	フィデリティ・日本配成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

* ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーは、米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

ファンドの仕組み



ファンドは、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、主として国内外株式等に実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。

収益分配方針

毎決算時(原則3月、6月、9月および12月の各20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

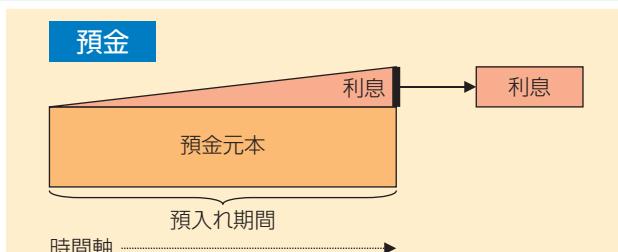
*原則として、毎年3月および9月に到来する計算期末においては、分配対象額の範囲から、利子・配当収入の水準の範囲内で分配することを目指します。また、毎年6月および12月に到来する計算期末においては、売買益(評価益を含みます。)も分配の対象とします。

*各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

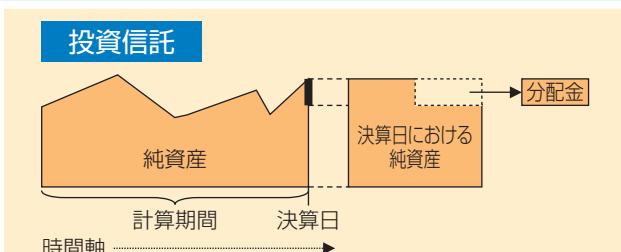
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注)預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。
預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

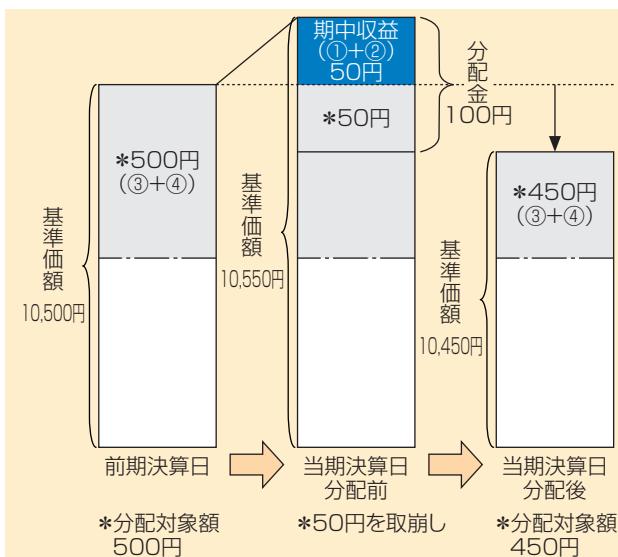


(注)投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

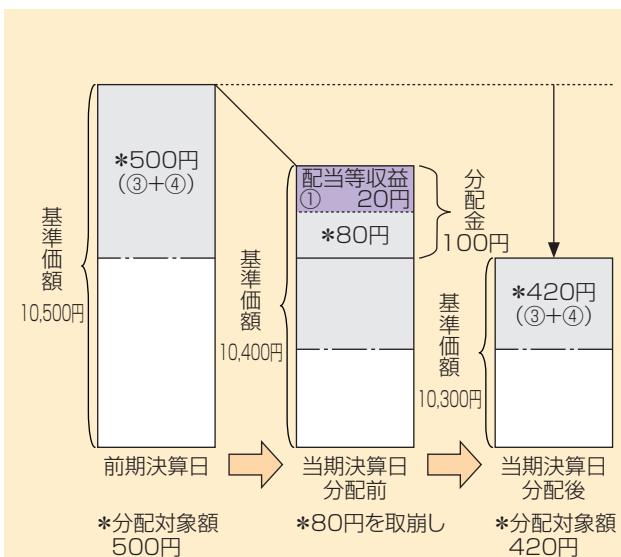
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



*分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

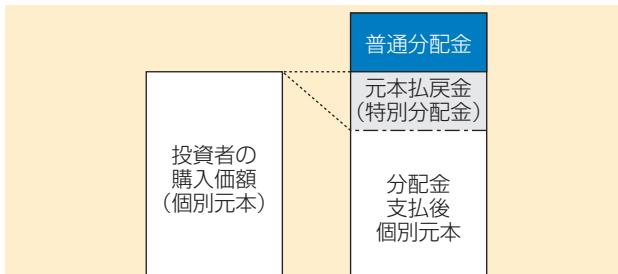
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

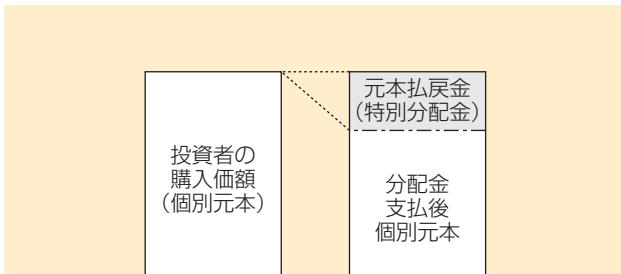
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかつた場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合



*「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のこととします。

*「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

*「元本戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

*普通分配金に対する課税については、「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
エマージング市場に 関わるリスク	エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

デリバティブ(派生商品) に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、検証しています。

- **運用部門** 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- **コンプライアンス部門** 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

3. 運用実績

(別途記載がない限り2012年1月31日現在)

- ※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
- ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
- ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。
- ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	4,937円
純資産総額	100.3億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり／税込)
2010年12月	70円
2011年 3月	70円
2011年 6月	70円
2011年 9月	70円
2011年12月	70円
設定来累計	3,900円

主要な資産の状況

ファンド別組入状況

フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	33.2%
フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド	10.1%
フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	19.8%
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	24.6%
フィデリティ・日本配成長株・ファンド(適格機関投資家専用)	9.8%
現金・その他	2.6%

投資対象ファンドの運用状況(2011年12月末現在)

資産別組入状況

	フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	フィデリティ・日本配成長株・ファンド(適格機関投資家専用)
株式	99.5%	95.2%	99.3%	95.3%	95.1%
新株予約権証券(ワント)	—	—	—	—	—
投資信託・投資証券	—	—	—	1.8%	1.9%
現金・その他	0.5%	4.8%	0.7%	2.8%	3.0%

組入上位国(発行体の国籍ベース)

	フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	フィデリティ・日本配成長株・ファンド(適格機関投資家専用)					
1	イギリス	89.7%	オーストラリア	95.2%	オーストラリア	29.1%	アメリカ	92.3%	日本	97.0%
2	スイス	3.8%	—	—	中国	18.7%	スイス	2.0%	—	—
3	アメリカ	3.7%	—	—	台湾	13.4%	イギリス	1.4%	—	—
4	—	—	—	—	韓国	12.2%	カナダ	0.8%	—	—
5	—	—	—	—	香港	9.9%	バミューダ(英領)	0.6%	—	—

投資対象ファンドの運用状況(2011年12月末現在)

組入上位5業種

	ファイデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	ファイデリティ・ファンズ・オーストラリア・ファンド	ファイデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	ファイデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用)	ファイデリティ・日本配成長株・ファンド (適格機関投資家専用)					
1	消費財	23.4%	金融	36.6%	金融	31.7%	エネルギー	12.6%	銀行業	12.2%
2	ヘルスケア	21.1%	素材	22.4%	情報技術	11.6%	各種金融	10.7%	化学	12.0%
3	公益事業	15.6%	資本財・サービス	9.7%	電気通信サービス	11.0%	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.3%	電気機器	8.9%
4	金融	9.9%	エネルギー	7.1%	素材	10.0%	資本財	7.1%	卸売業	8.9%
5	通信	9.3%	生活必需品	7.0%	一般消費財・サービス	9.6%	公益事業	6.4%	情報・通信業	7.0%

組入上位銘柄

	ファイデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	ファイデリティ・ファンズ・オーストラリア・ファンド	ファイデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	ファイデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用)	ファイデリティ・日本配成長株・ファンド (適格機関投資家専用)					
1	GLAXOSMITHKLINE	9.2%	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	9.7%	SAMSUNG ELECTRONICS	4.4%	CHEVRON CORP	4.7%	三井住友フィナンシャルグループ	6.5%
2	ASTRAZENECA (UK)	7.3%	RIO TINTO (AU)	7.9%	BHP BILLITON	4.3%	PFIZER INC	3.7%	住生活グループ	4.7%
3	VODAFONE GROUP	6.4%	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP (A)	7.7%	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	3.9%	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	3.7%	日本たばこ産業	4.0%
4	IMPERIAL TOBACCO GROUP	5.6%	BHP BILLITON	7.6%	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP (A)	3.5%	WELLS FARGO COMPANY	3.5%	三井住友トラスト・ホールディングス	3.3%
5	BRITISH AMERICAN TOBACCO	5.4%	WESFARMERS	7.0%	NATIONAL AUSTRALIA BANK	3.2%	JPMORGAN CHASE & CO	3.1%	SANKYO	3.2%

*ファイデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンドは、英国籍証券投資法人です。当ファンドに関する事項は、ファンドの投資運用会社であるFIL・インベストメント・サービスズ(UK)・リミテッドの提供するデータに基づき作成しております。

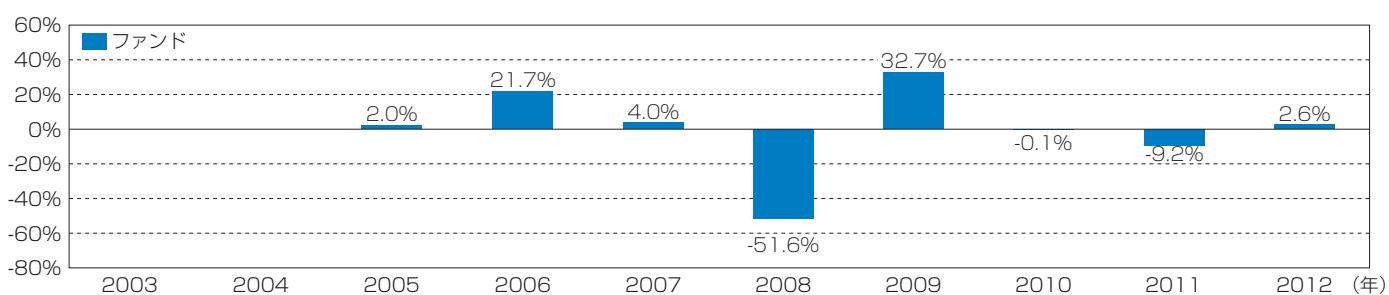
*ファイデリティ・ファンズ・オーストラリア・ファンド、ファイデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンドはルクセンブルグ籍証券投資法人です。当ファンドに関する事項は、ファンドの管理事務代行会社であるFIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.の提供するデータに基づき作成しております。

*ファイデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)は国内証券投資信託であり、ファミリーファンド方式で運用しております。ここではファイデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)の主要投資対象であるファイデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンドの状況を、ファイデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)ベースに再計算して表示しています。

*ファイデリティ・日本配成長株・ファンド(適格機関投資家専用)は国内証券投資信託であり、ファミリーファンド方式で運用しております。ここではファイデリティ・日本配成長株・ファンド(適格機関投資家専用)の主要投資対象であるファイデリティ・日本配成長株・マザーファンドの状況を、ファイデリティ・日本配成長株・ファンド(適格機関投資家専用)ベースに再計算して表示しています。また、短期資金の運用の一環として、委託会社が設定した「ファイデリティ円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資する場合があります。これはあくまでも短期資金の運用であるため、組入上位銘柄には含めず、資産としては「現金・その他」に分類いたしております。

*ファイデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

年間収益率の推移



*当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

*ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

*2005年は当初設定日(2005年11月30日)以降2005年末までの実績、2012年は年初以降1月末までの実績となります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日及び12月25日においては、お申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	2012年3月16日から2013年3月15日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2005年11月30日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年3月、6月、9月及び12月の各20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に運用報告書を作成し、知っている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.15%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定めます。
信託財産留保額	基準価額に対し0.30%です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.72975%(税抜0.695%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率)		
	ファンドの純資産総額に対して	0.72975%(税抜0.695%)	
	委託会社	0.04725%(税抜0.045%)	
	販売会社	0.6615% (税抜0.63%)	
	受託会社	0.021% (税抜0.02%)	
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.655%±0.10%(税抜)程度		
実質的な負担*	年率1.35%±0.10%(税抜)程度		
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等	ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。	
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年6月及び12月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	

* 2012年1月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は2012年1月末現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<メモ>

